

行政処分

無車検、無保 険も違反点

いままでは道路交通法違反に問われるのみで、行政処分を受けなかった次のような違反も、今後は処分の対象になります。
無車検、無保険（強制保険）は、いずれも違反点六点。車庫代わり



に道路を使用した「青空駐車」は二点。夜間の八時間以上の路上駐車が一点。
この四つは車を持つ者の最低の責任で、守れない人は車を持つ資格がないといえるでしょう。

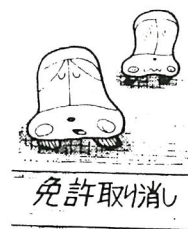
「酒酔い」は 免許取消し

麻薬や覚せい剤を飲んでの運転と酒酔い運転は厳罰

で、一度の違反で免許は取り消されます。

「麻薬、覚せい剤運転」は、これまで過労運転並みの比較的軽い処分（違反点六点）でした。しかし、重大事故につながる危険性が強いうえ、麻薬、覚せい剤の常用による中毒症を防ぐ意味も含めての厳罰（十五点）です。

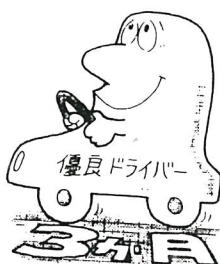
酒酔い運転は従来、十二点でしたが、この改正で十五点に引き上げられました。
麻薬、覚せい剤運転と並んでの「最高点」です。



優良ドライ バーに恩典

優良ドライバーには、恩典があります。

二年間、無事故無違反の運転者が、スピード違反や信号無視など違反点二点までの軽い違反を犯し、その後三か月間無事故・無違反だった場合は、この点数は違反点数からはずされます。
いままでは、この点数の「消却期間」が一年でしたから、四分の一に大幅短縮されたわけです。



めずらしい稚児行列

尾垂五区の順礼堂（立石堯宥住職）が十月七日落成し、めずらしい稚児行列が行われました。

当日は、お天気に恵まれ、近隣住職を始め、お化粧した地元のかわいい子供さんや、婦人会の人達が、地元青年のお囃子により、尾



▲改築なった順礼堂



▲かわいい稚児行列

垂青年館から順礼堂まで行進し、午後は、境内で婦人会の踊りなど楽しい催し物が開かれ、完成を祝いました。

社会福祉協議会費476,800円集る

昭和五十三年度社会福祉協議会費募集は、皆さんのご協力によりまして終了いたしました。
この尊い寄金は、老人、児童、障害者、貧困家庭等への住民福祉増進を図るため、幅広く活用されます。
各部落からの寄金は次のとおりです。

篠本一区	九、六〇〇円
篠本二区	一四、六〇〇円
篠本三区	一八、〇〇〇円
新井	一二、八〇〇円
宝米	一五、八〇〇円
二又	一〇、八〇〇円
小川台	一一、二〇〇円
台	六、四〇〇円

傍示戸	七、四〇〇円
富下	七、〇〇〇円
虫生	四、六〇〇円
小田部	一一、六〇〇円
町営住宅	八、〇〇〇円
母子	八、〇〇〇円
芝崎	一七、二〇〇円
橋場	七〇、〇〇〇円
桑郷	四、六〇〇円
西高野	五、〇〇〇円
谷中	一八、〇〇〇円
古屋	一七、八〇〇円
宮内	一〇、〇〇〇円
入	八、二〇〇円
作間内	一四、〇〇〇円
県営住宅	八、四〇〇円
篠原	一四、四〇〇円
原方	一〇、六〇〇円
長塚	一八、八〇〇円

一円玉募金は

九四、二一八円

七月から九月まで婦人会が中心となり行われた一円玉募金運動は、みなさまのご協力により、九四、二一八円の寄金がありました。

この尊い寄金は、匠瑛保護司会、光町保護司会を通じ、非行のない明るい社会を築くための運用資金として有効に活用させていただきます。